税額控除対象法人になりました

社会福祉法人姫路市社会福祉協議会は平成26年1月20日から税額控除対象法人になりました。

1 税額控除とは

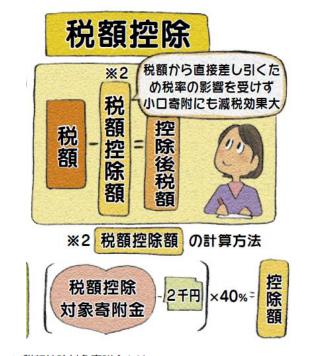
税額控除とは、所得税額から一定の金額を控除する制度です。社会福祉法人には従来から寄付金の所得控除制度があります。

これに加えて、平成23年度の税制改正によって税額控除と所得控除のいずれかをご寄付い ただいた方が選択できるようになりました。

2 所得控除と税額控除の違いとメリット

所得控除では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率をかけて税額を算出します。これに対して税額控除では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。このため、小口の寄付にも減税効果が大きく、所得控除に比較してほとんどの場合税額控除の方が減税効果が大きくなります。





※税額控除対象寄附金とは

→税額控除対象法人への寄附金額(総所得金額の40%を限度) ※控除額は、所得税額の25%を限度

3 税額控除の申請

税額控除をご希望の方は、寄付の領収書と税額控除にかかる証明書の写し(ただし、寄付を行った日が証明書の有効期間であること。)を確定申告時に添付して下さい。